

# 意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会  
会長 木村 義恭

公定価格に関する検討事項について取りまとめて頂き感謝申し上げます。このことを踏まえ、次の事項についてご検頂けますようお願い致します。

## ○ 公定価格の設定方法等について

これまで子ども・子育て会議でも議論されてきた通り、公定価格は従来通りの「積み上げ方式」を継続されますよう強く要望致します。

## ○ 認定区分の変更に伴うチーム保育加配加算について

認定こども園のチーム保育加配加算は、その上限人数は1号認定子どもと2号認定子どもの合計人数に応じて設定されていますが、実際の加算額は支給対象の1号認定子どもの実員に応じて給付されています。幼児教育の無償化等に伴い、1号認定子どもから2号認定子どもに大きく移行した場合、加配の上限人数はそのまま変わりませんが、チーム保育加配加算の支給対象者が減少し、加配人数分の加算額が支給されなくなるため、運営に大きく悪影響を及ぼすことが予想されることから、必要な改善措置を検討されることに賛成します。

## ○ 地域区分のひとつの在り方について

現在の地域区分は国家公務員および地方公務員の地域区分が用いられていますが、実態にそぐわない地域があることやそのことによって保育者の処遇に違いが発生し採用が難しくなっていることが課題として挙げられます。

その為、出来る限り地域間格差を軽減するための策として、例えば、最低賃金を用いて地域区分を行うこともあり得るのではないのでしょうか。

○ 土曜日の公定価格について

認定こども園の土曜日の開所日数は5日中平均4.6日とあり、ほぼ毎週の土曜日が開園されています。また、平均利用児童数が30%未満の園の割合は68%およそ7割ですが、職員の平均職員数が30%未満の園の割合は57.5%およそ6割です。土曜日の公定価格の在り方の検討においては、職員の採用や労働条件、処遇等を切り離して議論することはなじまないものと考えます。

○ 2020年以降の処遇改善に係る基準年度の見直しの方向性について

処遇改善加算の基準年度は保育所等においては平成24年度とされており、2020年度からは、加算の前年度となることを検討されておりますが、その際提出はできる限り簡素にさせていただきますようお願い致します。また、施設においては世代交代すると一時的に賃金改善率が下がることが予想されますので、そのことへの配慮や過去の改善した取り組みがリセットされることのないように十分に配慮いただけますようお願い致します。

○ 処遇改善の利用推進について

全ての子ども達の最善の利益には質の高い保育を享受できる事があります。質の向上の観点から研修受講は必須です。現在の処遇改善IIは加算申請の仕組みが難しく、加えて研修機会が十分とは言えないという声が会員からも上がっておりますので、より容易に申請が出来る加算の仕組みづくりと同時に、各施設の加算取得に向けた労務関係の規程整備や加算の効果的な配分の検討などの取り組みに対するサポートもお願い致します。

○ 休日保育における共同保育の在り方について

複数の施設が休日保育において共同保育を行う場合における加算対象の要件見直しに賛成致します。

○ 自園調理・アレルギー対応等の食育推進について

すべての子どもが日常において土や自然に触れる中で食物の成長や収穫、生命の神秘さや時にははかなさを学び、自園での調理の過程を五感で感じながら食育を学ぶことは重要です。またそれらの大切さは、給食を行う限りは1号認定子どもであっても同じものです。

しかしながら、1号認定子どもは調理室の施設整備費補助の対象でないために、調理室自

体やその必要規模を確保することができず外部搬入に頼らざるを得ない施設もあります。今回の議論を契機に1号認定子どもの給食施設等の整備費についても、減価償却加算を設けて公定価格に組み入れる等のご対応をご検討頂けますようお願い致します。

#### ○ 栄養管理加算の拡充

現行、栄養士の嘱託のための費用を措置している栄養管理加算について、本年10月から、非常勤栄養士の配置(週3日程度)を可能とするよう拡充(全施設共通)することが目指されていきました。この充実は、各施設において食事の提供にあたり、栄養士を活用し、栄養士からの献立やアレルギー、アトピー等への助言はもとより、園児や保護者に対する食育等に関する継続的な指導を受ける事ができる重要な意義があると考えますので、加算の拡充により食育の充実を図ることが出来ますよう、引き続きご検討いただけますようお願い致します。

#### ○ 地域の子育て支援活動および虐待等要保護児童等の支援、対応評価の在り方について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律には、認定こども園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健全な成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的すると定められています。

認定こども園の必須義務である子育て支援に対しては基本分単価に費用が組み込まれていますが、幼稚園・保育所が加算を受ける場合と同じ水準では十分な支援と言えない現状があります。虐待問題が社会化するなかで認定こども園の果たす役割は大きく、子育て支援加算の設置など認定こども園の取り組み状況に応じたさらなる支援をご検討いただき、合わせて評価のありかたについても協議されますようお願い致します。

#### 災害時の休園対応について

昨今の大型で強い台風の際に、保護者の就労先より子ども達を預ける施設が開園しているのであれば勤務するように求められるケースについての相談を、多数の会員園より受けております。休園基準の作成と共に、子育てをしながら勤務を行う保護者が不利益を受け無事な事が無いよう、基準作成の際には周知徹底及び理解を求めていただけますようお願い致します。